

セメント産業部会 (CSI)



セメント産業における安全：
測定と報告に関する
ガイドライン

2013年5月改定

健康と安全

第4.0版

序文

セメント産業部会(CSI)のメンバーは安全関係のデータ報告においてかなりの経験を積んだ。しかしながら、その過程において広く業界の報告に首尾一貫性を確保するため、当初の定義のいくつかは明確化が求められた。

これらの明確化は、数回のCSIのタスクフォース3会議(健康と安全)で作業が行なわれた後、サブグループが完成させた。

CSIの安全に関する合算データの照合はCSIのウェブサイトwww.wbcscement.org/safetyで可能である。セメント産業における休業災害は順調に減少しているが、死亡災害に関しては同様の改善は見られていない。すべてのCSIメンバーは安全の関する改善を強く誓い、数年後へ向けた進捗と達成を決意した。

CSIメンバーはまた安全に関するデータについて独立機関の検証を受けることを約束し、合意されたガイドラインは付表1に記されている。既に広範囲の検証を受けているCSIメンバーもあれば、検証プロセスを始めたばかりのメンバーもいる。

メンバーはまた安全に関する報告の対象を関連領域に拡大させている。具体的には骨材、生コン、建築資材、海上輸送、鉄道輸送(CSI企業が海上や鉄道のオペレーターを選択できない場合を除いて)。

全てのCSIメンバーは現在では建設資材セクターを越えて首尾一貫した安全データの報告を行なうため、CSI報告ガイドラインに則して、全事業の安全データを報告するための明確なプログラムを持つべきである。



セメント産業部会 (CSI)	2
健康と安全	4
用語解説	5
除外データと算入データ	7
<ul style="list-style-type: none"> • CSIグループによって報告される安全指標 <ul style="list-style-type: none"> 直接雇用従業員の死亡災害者数と死亡災害度数率 協力会社/下請けの死亡災害者数 第三者の死亡災害者数 直接雇用従業員の休業災害者数と度数率 直接雇用従業員の休業災害強度率 協力会社/下請けの休業災害者数 	
業務上災害判定のための手引き	10
<ul style="list-style-type: none"> • 災害：敷地内 • 災害：敷地外 • 災害後の制限(軽減)作業 	
セメント産業部会の統合報告とコミュニケーション	11
<ul style="list-style-type: none"> • セメント産業部会メンバーからの安全関係データ収集と報告書作成 • 安全指標の使用及び公表に関する基準 • データの第三者検証 • ジョイント・ベンチャーと関連会社 - 報告のガイドライン 	
付表	
<ul style="list-style-type: none"> • 付表 1 – セメント産業部会安全データの検証に関するガイドライン • 付表 2 – 事故例と対応する報告対象基準 	12 13
WBCSDに関して	15



セメント産業部会 (CSI)

背景

セメントは地球上で最も広く利用されている物質のひとつである。毎年、男性、女性や子供1名あたり3トン近くのコンクリート(セメントが10-15%含有されている)として消費されている。セメント製造とは地域や地球全体に影響を及ぼすエネルギーと資源集中プロセスである。これらの事象を鑑み、数社のセメント会社は持続可能な発展のための世界経済人会議(WBCSD)の傘下組織としてセメント産業部会(CSI)を立ち上げた。現在、24社のセメント会社(全世界のセメント生産量の約30%に相当)が活動に参加している。1999年後半の活動開始以降、以下の実績がある。:

- 1 現在の産業実績と直面している主要な持続可能性の事象に対する独立した研究
- 2 世界中でステークホルダーとの対話の司会進行
- 3 実績向上のための独立した推奨事項一式及び
- 4 2002年に立ち上げた重要課題への産業としての「行動指針」と2012年に発行された最新の「プログレスレポート」

CSIは透明性があり一般的に合意を得た方法論の開発を通じて、持続可能な解決方法に対して効果的に価値を高め貢献している。

現況

現在では、全てのCSI企業によって操業設備に適用されるグッド・プラクティス、ガイドラインや手続・手続きだけでなく、9つのタスクフォースが各々

1社かそれ以上の参加企業が議長となりCSIの「行動指針」で認識された課題に関して作業を行っており、CSI以外のセメント企業も適用を望めば世界的な基準で入手可能にしている。

課題は以下を含んでいる:

- > 気候変動防止
- > 原燃料の利用
- > 健康と安全
- > 大気中への排出物質の削減
- > 生物多様性と土地の管理
- > コミュニケーション
- > コンクリートに関する持続可能性
- > 水
- > サプライチェーン管理

CSIのガイドラインやツールの開発には積極的且つ定期的なステークホルダーとのワークショップやビジネス、学会、非政府組織や業務監督機関といった専門家との継続的な対話を通じたステークホルダーとの協議が含まれている。



目的と目標の実行

このイニシアティブは2つの領域に分けられている。：共同事業(ガイドラインの開発など)及び個々の企業の活動である。

イニシアティブは全ての参加メンバーに対してグループ目標は設定してきていないし、設定はしない。この選択は2つの理由による。：最初に個々の企業は自分たちの組織に対してはるかにふさわしい目標と実施計画を立てることが可能である。このような世界的なイニシアティブでは、異なる会社や国々は必然的に異なった優先事項があり経営資源を持つことになる。

有意義な目標は意味を成す企業価値と経営資源に関連してのみ設定可能である。

次に、競争原理の見地から独占禁止法は厳しく企業が一緒に活動することに制限を与える。イニシアティブの課題のいくつかはまた、企業によって関与される戦略的な事業事項である。グループ目標の設定は潜在的に重要な法的事項を引き起こすかもしれない。

従業員の健康と安全

セメント産業において従業員と協力会社に対して健康で安全な労働環境を提供することは最も重要な事項の一つである。CSIメンバー企業は産業全体の枠を超えてこのエリアに注力することを認識すべきで、その手順においては全ての部分に義務を果たすように誓う。この目的のために健康と安全に関してタスクフォース3は、すべてのCSIメンバーの参加と共に健康及び安全に関して改善を図っていく。

我々の知るところではセメント産業の死亡や負傷災害度数率は石油化学や石油精製といった他の産業よりも高い。我々はこの事実を受け入れがたいものと考えており、セメント産業全体としての評判に影響していると信じている。

このレポートは会社を超えて、各々の会社が個々に遂行できるよう、安全に関する測定、監視そして報告の規範を提供するものである。



健康と安全

この文書の目的は確実にCSIメンバー企業が全ての死亡災害や職業上傷害を正確に記録し、安全指標について同じ基準で統合報告書が作成できることを意図している。

- 1 このCSI統合報告はセメント産業全体の数値報告を可能にし、他の産業と比較してセメント産業が適正な水準を保っているのか、適切な基準を持つことを可能にする。
- 2 更に重要なことはCSIが産業としての安全データ改善を約束したことである。それ故、同じ土俵の報告基準を持つことは出発点であり、結果としてCSIメンバーの操業によって引き起こされる事故や傷害減少の進捗を毎年、査定するための指標となる。

この目的の達成を確実にするため、個々のメンバー企業はCSIが使用する本書で規定された定義や指標に基づく年間安全報告を共有することとなる。CSIはさらにその情報を合算し、ひとつの統合報告書にまとめる。

- 3 この報告書はすべてのCSIメンバー間で透明性と首尾一貫性をもった将来の公開安全報告書の促進も意図しており、その結果、セメント産業全体の優れた安全履行を推進することとなる。

CSIメンバーの各社はもちろん各々のアニュアルレポートやコーポレート・サステナビリティ・レポートで安全データの公表を決定するかもしれない。そのような報告は理想的には、この文書に規定されている定義と指標に合致すべきである。CSIは産業全体の社会的責任の約束の一環としてメンバーによる安全データ開示を積極的に支援する。

2012年1月以降、CSIメンバーは災害データの一部としてセメント事業における敷地内での協力会社の労働時間の提出が求められるようになった。外部検証に関しては少なくとも2014年度からは強制適用される。



用語解説

直接雇用従業員

常雇、パートタイム、臨時雇用(臨時雇用従業員には日雇いや時間ベースで雇用されている個人も含まれる)を含む自社従業員。パートタイム、臨時従業員は常勤ベースに換算して報告する。これらには安全管理やマネジメント/テクニカル・アグリメントのある全ての会社の従業員を含む(ジョイント・ベンチャーと関連会社の項を参照)。

協力的会社/下請け

協力的会社と下請け(下請けは協力的会社の協力的会社と定義される)も常勤ベースに換算して報告される。これには短期間(特定業務に対して)、若しくは長期ベース(例えばドライバーやメンテナンス要員)を問わず、特定作業を実施することを契約したすべての個人、商店や会社の雇用者も含まれる。メンバー企業が集荷や配送に管理責任があり、この作業に関して運送会社と契約がある場合、従事するこれらのトラックのドライバーは協力的会社/下請けとみなされる。

第三者

直接雇用従業員若しくは協力的会社/下請けに分類されない者。第三者は典型的に以下の者が含まれるが、限定するものではない。:

- > 会社所在地への顧客や訪問者
(特に招待したかどうかは関係ない);
- > 敷地外で社有車や契約車輻に関連した事故に巻き込まれたドライバー、乗客若しくは道路利用者。但し、会社若しくは従業員(直接雇用、若しくは協力的会社/下請け)に過失責任が有る場合に限られる(過失責任の定義を参照)。
- > 会社または従業員(直接雇用従業員若しくは協力的会社/下請け)に過失責任がある場合に限り、例えば建設現場といった、誰かほかの人の敷地内で労働者が事故に巻き込まれた場合。

小包や設備の予備品といった品物が独立した配送業務(例えば宅配業者)によって配送されている場合は、業務に従事するドライバーは第三者とみなされるであろう。

報告からの除外項目

報告対象外とするすべての死亡災害や休業災害(LTI)は次の通りである。:

- > 自家用車、公共交通機関若しくは会社支給の車輻を使用した指定作業場所への往復。但し、社有車や契約バスの場合、車輻の運行が会社、若しくは会社の運行責任下でない場合。
- > 第三者の犯罪行為若しくは不法行為によるもの。例えば、CSIメンバー企業が全て合理的な防護と抑止手段を講じている場合の不法侵入。飲酒運転、反対車線走行、スピード違反等。但し、直接雇用従業員、若しくは協力的会社/下請けに違法行為がない場合。
- > 犯罪や不法行為による上記除外は、犯罪や不法行為が第三者によって引き起こされて、調査や事後確認、または警察や裁判所による起訴手続きを通じて、独立した証明がなされた場合、従業員、協力的会社/下請け及び第三者が巻き込まれた事故に適用される。さらに、CSIメンバー企業の直接雇用従業員、若しくは協力的会社/下請け、車輻に関しては発生した死亡災害や休業災害に対して何ら過失がない場合に限られる。
- > 地震や津波といった自然災害が原因の場合は除外され、個人の襲撃、自殺のみならず、心臓発作や戦争、テロのような人災が原因の場合もまた除外される。

死亡災害 (Fatality)

事故発生日から死亡日までの期間に関係なく、業務上の事故による死亡。死亡災害は直接雇用従業員、協力会社/下請けと第三者が報告対象となる(報告対象外に関しては報告からの除外の定義を参照)。

死亡災害度数率 (Fatality rate)

直接雇用従業員10,000人あたりの1年間における死亡者数。

休業災害 (LTI)

業務に関連した負傷により1日以上(若しくはシフト)を休業した場合で負傷日以降、通常業務または限定された業務に復帰するまでの日数を計上する。LTIsは直接雇用従業員と協力会社/下請けに関して報告対象とし、第三者については休業日数に対する算定根拠がないため報告を行わない(報告対象外に関しては報告からの除外の定義を参照)。

もし、1つの事故でも2名(若しくはそれ以上)が負傷した場合、各々の負傷者に対する休業日数だけでなく、その災害は2件(若しくはそれ以上)のLTIsとして計上する。

休業災害度数率 (LTI frequency rate)

100万時間あたりの休業災害者数(LTIs)。

休業災害強度率 (LTI severity rate)

100万時間あたりの休業日数。休業日数は暦日か労働日ベースで報告される。但し、報告の中でどの計算根拠で報告したかが明確に記述されなければならない。:定義の章で認めているように、これらの計算根拠は、労働日ベース休業日数 $\times 1.5$ =暦日ベース休業日数となる“マスター因子”によって換算されることが認められている。

労働時間 (Working hour)

実労働時間。労働時間は以下のように計算される。:

- > 直接雇用従業員 = CSI安全報告で考えられている事業領域に従事している全従業員の総労働時間。
- > 協力会社/下請け = 会社の構内で作業に従事している場合は、協力会社と下請け全員の総労働時間。輸送、荷積みや荷揚げ業務は会社の構内で契約作業していても除外される。

過失責任 (Culpability)

過失責任は、事故を発生させた原因が、会社や若しくは独立した立場の地方官庁による調査を通じて、合理的疑いの範囲を越えて認められた責務を意味する。

このPDFファイルの最終ページ補遺#1を参照して下さい。



報告除外データと算入データ

セメント事業領域におけるCSI安全指標データの除外と算入に関する説明

幾つかの参加企業はセメント製造に加えて、複数の異なった事業(例えばアスファルト、セラミックス、化学、骨材、生コン等)を行なっている。セメント産業部会における比較可能性の目的のため、CSI企業はセメント製造(下記に定義)に直接つながった事業範囲に強制適用することに加えて、このガイドラインで規定された安全指標と報告範囲は、セメント製造に直接関連していない場合にも全ての事業領域の安全報告に利用されることを決定した。

以下の活動に対して、直接的若しくは間接的にその会社のマネジメントに関与している(ここでは安全マネジメント管理を意味する)場合は、セメント製造プロセスと関連する事業部門(次ページの番号を参照)に含まれる。:

- > セメント会社か工場の安全マネジメント管理下にある場合、セメント製造のために操業している鉱山。
- > 粉砕から出荷/船積までのセメント製造工場のすべての工程。これには製造に関連した工場敷地外の活動、例えばサプライヤーを除いた直接雇用従業員、協力会社/下請けによって行われる在来及び代替燃料や他の原料の準備、処理、諸掛、出荷が含まれる。セメント工場の建設や改造プロジェクトもまた含まれる。
- > セメントミルや若しくはターミナル/配送サイロ設備(例えばクリンカー受入や製造セメント、若しくは出荷に係るもの)。
- > これらの活動に直接関係する事務所の全ての人員。これには総務や販売の従業員、課長、取締役を含み、工場敷地外で業務に従事している場合も含まれる。

セメント製造事業に直接関連している本社のスタッフもまた含まれる。

セメント及びクリンカーのターミナルや配送サイロ設備と顧客への運送物流は、道路、鉄道若しくは海上に関わらず、直接雇用従業員若しくは協力会社/下請けによって行なわれている場合は含まれる。このような活動によって引き起こされた第三者死亡災害は、会社若しくは従業員(直接雇用従業員若しくは協力会社/下請け)に過失責任がある場合のみ含まれる。

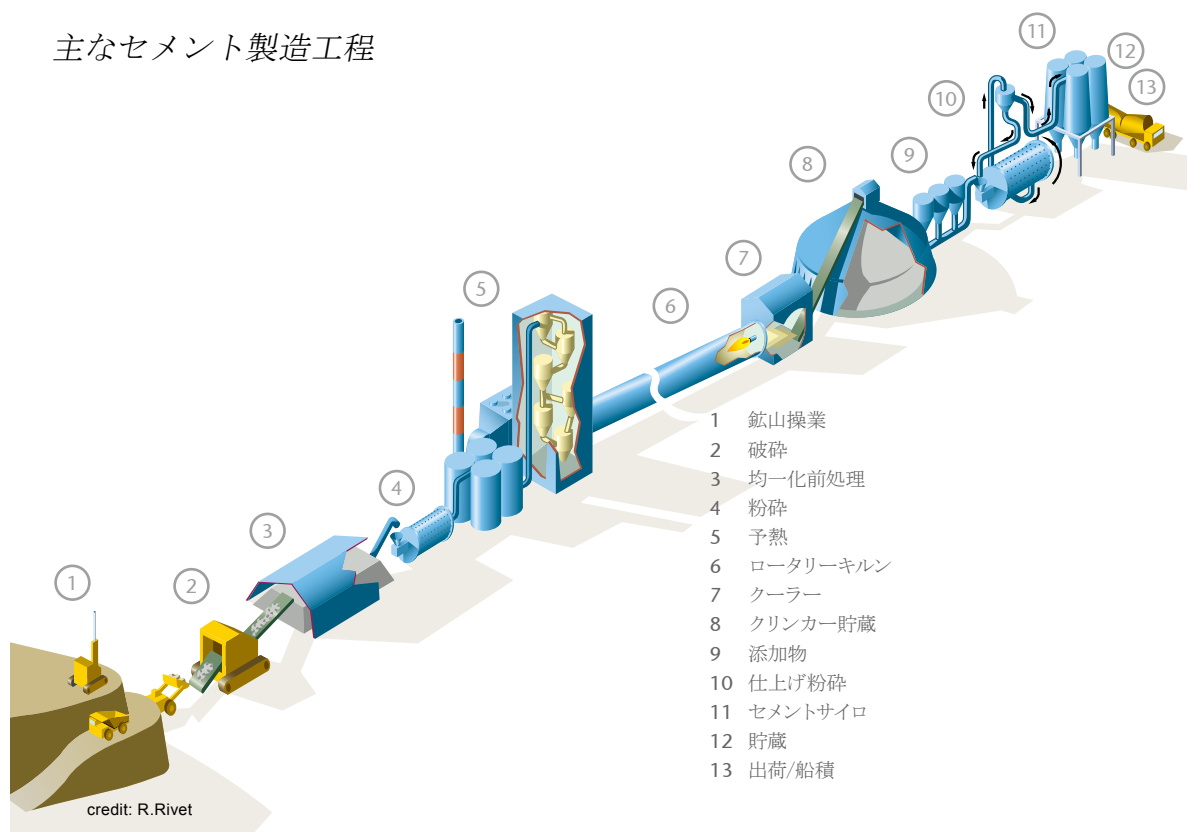
セメント及びクリンカーの運送物流がCSI企業の敷地外で顧客引取りの場合はこの定義から除外する。骨材、生コン製造及びセメント製造プロセスを超えた他の事業活動はセメント事業の報告対象データからは除外される(これらの事業活動に関しては、切り離して別の安全報告が推奨される)。

CSIメンバーが他の会社を買収した場合、その安全データは買収日、若しくは実行が可能な限り早く含めるべきである。

このガイドラインの報告手順には職業病は含まれていない。職業病とは1労働日、若しくはシフトより長い期間にわたって職場環境に起因して発生するものと定義される。通常、このような疾病は一定期間を超えた反復性の要因が原因となる。集団感染、繰り返されるストレス、若しくは緊張、毒素や毒物への慢性被曝、若しくは他の進行中の作業環境の状況に起因する結果かもしれない。

職業病の報告は安全の休業災害(LTIs)とは分けて報告されるべきである。例えば職業病である珪肺病は長期間の作業場での曝露が関わっていて、特定された作業場の事故とは関連がない。

主なセメント製造工程



- 1 鉱山操業
- 2 破碎
- 3 均一化前処理
- 4 粉碎
- 5 予熱
- 6 ロータリーキルン
- 7 クーラー
- 8 クリッカー貯蔵
- 9 添加物
- 10 仕上げ粉碎
- 11 セメントサイロ
- 12 貯蔵
- 13 出荷/船積

CSIメンバーによって報告される安全指標

死亡災害

直接雇用従業員の死亡災害者数と度数率
協力会社、下請け及び第三者の死亡災害者数

休業災害

直接雇用従業員 休業災害による休業災害者数、度数率と強度率
協力会社及び下請け 休業災害者数

1. 直接雇用従業員に対する死亡災害者数と死亡災害度数率

直接雇用従業員に対する死亡災害者数

死亡災害者数(直接雇用従業員) =
一年間における業務に起因した直接雇用従業員の死亡災害者数

死亡災害度数率: 直接雇用従業員10,000人当たり発生率として以下の計算方法で報告:

死亡災害度数率(直接雇用従業員) =
(一年間の死亡災害者数/直接雇用従業員数) × 10,000

労働時間基準で計算されている他産業と死亡災害度数率を比較する場合には、計算は20百万労働時間を基準として採用する。

一年間の死亡災害者数 × 20,000,000 / 一年間の総実労働時間

2. 協力会社/下請けに対する死亡災害者数

死亡災害者数(協力会社/下請け) = 一年間の業務に起因した協力会社/下請けの死亡災害者数

3. 第三者に対する死亡災害者数

セメント製造に関連した事業及び物流における事故に起因する場合のみ計上される。敷地外の交通事故は会社、若しくは従業員(直接雇用従業員、若しくは 協力会社/下請け)に過失責任がある場合のみ、区分を別にして計上する。

死亡災害者数(第三者) =
セメント事業に関連して発生した第三者の死亡者数(セメント製造工程に範囲が定義されている)。

4. 直接雇用従業員に対する休業災害(LTI)度数率(LTI FR)

全般：度数率は1,000,000(1百万)労働時間あたりの休業災害者数。

強度率 =

休業災害者数 x
1,000,000 時間

(一年間の総実労働時間)

注1: 死亡災害と休業災害(LTIs)は別々に計上する。死亡災害は休業災害として二重計上しない。

注2: 会社が異なった定義による度数率をすでに採用している場合は、社内的にはもちろん継続使用が可能であるが、CSI(そして理想としては対外向け)に報告される場合は上記の定義を使用する。

5. 直接雇用従業員に対する休業災害強度率(LTI SR)

全般：強度率は1,000,000労働時間に対する休業災害によって生じた休業日数である。

強度率(SR) =

(休業日数) x (1,000,000時間)

(一年間の総労働時間)

休業日数の計算にあたっては暦日ベースの労働日ベースの休業日数であるのか、労働日ベースの休業日数であるのか特定される必要がある。

統計上の計算では+/- 3%の精度で次のように表示される。暦日ベースの休業日数=労働日ベースの休業日数 x 1.5倍。

それ故、以下の等式が成り立つ:

LTI強度率(実労働日ベース損失) x 1.5 = LTI強度率(暦日ベース損失)。

強度率を正確に計算するために、以下のいずれかの年末調整を行うべきである:

- a 次年度に見込まれる休業日数を次年度で計上; 若しくは

- b 前年度における休業災害から繰り越された実休業日数

休業日の終了は休業者が制限(軽減)作業、若しくは通常作業に職場復帰したときに終了するものとする。

どちらかの選択(a)、若しくは(b)の選択により、いかなる単独の休業災害に対して最大休業日数は2年間を超えないよう控除されることがある。

休業日数の計算に当たっては以下のルールも適用される:

- > 負傷した従業員が職場復帰した後に、病状の再発(若しくは矯正手術のような例)により追加の休業日が発生した場合は、追加の休業日は当初の休業災害の強度率計算に含めて計上されるべきである。
- > 休業日は会社の給与が払われている間は計上が必要であり、健康保険基金のような会社以外の機関から給付を受けている場合も含まれる。
- > 実際の休業日数のみ報告されるべきである。国によっては重大な休業災害に対して制裁として任意に追加休業日数を追加するようなケースもあるが、このような因習制度はCSIの報告規定には適用されるべきではない。
- > 災害により能力や健康が奪われ、被災者が職場復帰しないことを選択した場合、その契約が成立した段階で休業日数の計上は終了する。

6. 協力会社/下請けに対する休業災害者数(LTIs)

セメント製造の活動に関連した場合のみ計上する(先に定義したとおり)。

LTI(協力会社/下請け) = 協力会社/下請けの1年間の休業災害者数

注1: 顧客が輸送手段を自身で手配したり、製品を引き取るために下請業者を派遣した場合は、工場敷地外の輸送途上/荷役中に生じたいかなる災害も責任は顧客にあり、計上はしない。



ジャラセメント社ワイ
ルデック工場設備にお
ける狭い空間での作業
手順に対する安全訓練

業務上災害判定のための手引き

災害：敷地内

一般的に、工場構内の設備における事件や影響を受けたことに起因するすべての負傷災害は労働災害と考えられる。工場構内は主要作業設備、事務所建物、玄関・廊下やトイレ等の構造物すべてから構成されている。

この規則の例外は次の通りである：

- > 従業員が職場で業務に関連しない行事や状況下で病気の兆候や症状を示していた場合（自然発生）；この状況ではもちろん医療上として取り扱われる。
- > 従業員が敷地構内で業務に関連しない行事で負傷した場合（例えば業務時間外にスポーツ施設を利用していた場合）
- > 設備が他社にリース若しくは賃貸されており、安全に関して会社の管理が及ばない場合

業務上災害の分類と参照基準：

- > 従業員が施設構内で悪ふざけ（乱闘、ふざけ、大騒ぎ）をした際の負傷であれば、悪ふざけは真に慎むべきであるので、この負傷は災害として計上される。
- > 従業員がアルコールや薬物の影響下で、施設構内で負傷した災害も計上される。そして、会社の就業規則や法規制により懲戒されることになるかもしれない。

災害：敷地外

工場敷地外の事故に対する定義は次の通りである：

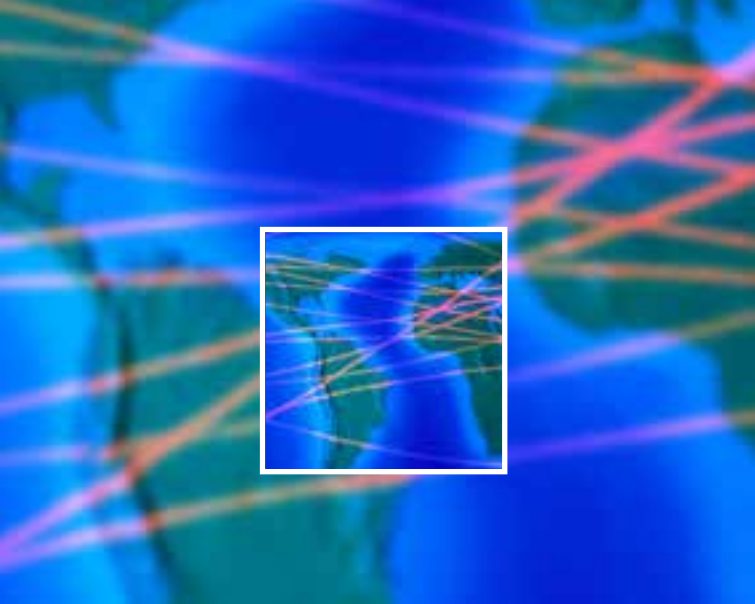
- > 従業員が業務と報告し、工場敷地外で業務遂行中に負傷事故にあった場合、例えば会社支給の昼食を買いにいたり、事務用品を手に入れたりといった、一般的な会社の任務の際の被災者は業務上と考えられる。
- > 従業員が許可を得て職場を出て敷地外で負傷した場合、例えば昼食や業務外の昼食会に行った際の被災者に関しては、業務上と考えられない。

災害後の制限（若しくは軽減）作業

国によって法的に認められ、医学的にも許容される場合、制限（若しくは軽減）作業での職場復帰は被災者と会社にとって自然治癒、完治するまでの過程で有益である。

被災者が制限/軽減作業に職場復帰した際は、休業災害（LTI）期間は終了する。休業後、直ちにフルタイム、あるいはシフト作業に復帰した場合は不休災害となり、休業日は発生しない。

しかしながら、各国の災害/或いは事故報告の必要事項が上記に記載されているCSIの定義と異なる場合には注意が必要である。このような場合、各国の当局向けには必要な報告事項を常に満たすようにすべきである。CSIに報告されるデータはもちろんCSIの定義に従ってCSIIに報告されるべきである（会社の公表報告書もCSIの定義による）。



セメント産業部会の総合報告とコミュニケーション

セメント産業部会(CSI)メンバーからの安全データ収集と報告書の作成

CSIメンバーは各々、本書に記載されている定義と公式に基づき、個々の年間安全指標を作成し、毎年2月にはCSIメンバーの間で前年暦年の報告を共有する。

総合報告書の作成を要請された者は個々のレポートを合算し、総合安全指標報告を作成する。この作業は毎年3月/4月に行われる。

安全指標の使用及び公表に関する基準

合算されたCSI報告書は個々にセメント企業の数値を比較したり、名前を公表することはしない。

数値に関しては、CSIグループと他産業を比較するためにグループとして報告されなければならない。或いは、CSIグループにおける数年間の傾向や進捗として示される。

CSIに参加していない企業は、自身の安全データの収集と報告が推奨される。

データの第三者検証

CSIメンバーは各々の安全データに透明性を確保するため、第三者検証を実施することに合意した。各メンバーは信頼における第三者検証機関とともに、独立した検証プロセスを監督する。

ジョイント・ベンチャーと関係会社

経営者支配の関与度に関する報告責任は以下の通りである：

- > CSIメンバーがその会社に対する支配権を有している(50%超の株式保有)場合は、その会社のデータを100%取り込む必要がある。少数持分の場合は二重報告を行うべきではない。
- > 50対50のジョイント・ベンチャーで、親会社の双方がCSIメンバーである場合は、二重報告を避けるために、安全と健康に管理責任を持つ会社のみ、その投資先の100%の安全データを報告すべきである。
- > 50対50のジョイント・ベンチャーで、親会社の片方がCSIメンバーであるが、安全管理責任を有していない場合は、その投資先の安全データ報告義務はない。
- > 支配株主がCSIメンバーでなく、CSIメンバーが少数株主の場合は、投資先の安全データ報告義務はない。
- > マネジメント/技術契約で実質的に少数株主に安全管理を委ねている場合は、支配権の立場にかかる規定は上記の条項が適用される。

安全データの収集や報告で、CSIメンバーによる死亡災害/休業災害の二重報告はされるべきではない。もし、CSIメンバー“X”がCSIメンバー“Y”の敷地内で死亡災害/休業災害が発生した場合はCSIメンバー“X”がデータ報告を行う。もし、“X”がCSIメンバーでなければ、“Y”がその事故を第三者の死亡災害として報告する。

付表 1 – セメント産業部会安全データの検証に対するガイドライン

ステークホルダーに安全に係る主要指標(KPIs)の透明性、信頼性、そして正確性を高めるため、CSIは安全の主要指標に関して下記のガイドラインに従って、第三者検証を求めている。

分類	モデレートまたは限定(若しくは“消極的”)保証または検証	合理的保証(若しくは“積極的”)または検証
検証者の評判	検証者は国内で認知され、評判の良い検証機関であること。	検証者は国際的に認知され、適切な基準に従った検証実績があること。
検証データの範囲	検証データはCSIで合意されたセメントに係る安全主要指標(死亡災害度数率、休業災害度数率や強度率)のすべてを含むものとする。	検証の範囲は任意ですべての事業領域に拡大したり、安全方針、導入状況、安全改善計画や目標を含めても構わない。
中心となる検証の対象	検証はCSIのセメント安全主要指標と会社内のセメント事業を管理するデータの照合作業を含み、CSIメンバーのセメント安全データへの計算過程についても範囲内とする。	検証範囲はすべての事業領域(骨材、生コン等)を含むこともあり、発注先やジョイント・ベンチャー等もまた範囲内となることもある。
実地検証の範囲	検証作業は検証者の実地検証を通じ、災害記録の調査に関連した選定地の原始データの正確性、品質について調査することも含まれる。実地調査の選定は検証者によって決定されるべきである。	実地検証の対象数は統計的にさらに正確な検証報告書となるように増加されることがある。
検証の重要事項	本社、実地調査において検証者は範囲、重要性、網羅性、正確性、中立性、比較可能性の検証原則を固守しなければならない。	検証基準はAA1000保証基準、ISAE3000、GRI G3若しくは同等の基準によって計画されることもある。
検証報告書	検証者はCSIメンバーに改善に向けた推奨事項を含む、結論を要約した検証報告書を発行すべきである。	この検証報告書はCSIメンバーの公開出版物(CSRレポートのようなもの)で開示されるべきである。
開始時期	この検証作業は理想的には2008年度中にすべてのCSIメンバーによって2007年度安全データの検証を開始し(まだ、開始されていないならば)、できれば毎年、少なくとも3年に1回は実施される必要がある。	検証はできれば毎年、実行可能な最速で完了すべきである(遅くとも9月1日までに)。

注1: 実務的な見地から安全の主要指標データは同じ業者によって検証されると効果的であり、CO₂の検証に対しては同じ工場で実施されると効率的である。

注2: 米国の鉱山安全保健管理局、労働安全衛生局のような機関による調査、或いはグローバル・レポート・イニシアティブのレビューでは、一般的に安全報告データの品質に対する適切な保証は提供されない。

* 消極的意見表明とは、少なくとも検証者が安全データに関して重大な誤りや、誤った主張は発見しなかったことを意味する。

** 積極的意見表明とはさらに詳細な判定の基準で、検証者はデータの正確性に関して良好な保証を提供することができる。

付表 2 – 事故例と対応する報告対象基準

<p>事例 1: 敷地外の交通事故により発生した自転車乗手の死亡</p> <p>叙述: 生コン会社は多忙時にコンクリートを運送するため、スポット運送業者を使用していた。運転手は最後の運送を終え、自社構内へ戻る前に運送記録書を渡すため会社に帰ってきた。自宅へ帰宅途中、スポット運送業者は赤信号で停止した。交通信号が青に変わった時、自転車に乗った人が脇にいることに気づかないで運転手は右折した。運転手はその場所で自転車の乗った人を引き、死亡させた。</p> <p>報告対象かどうか? この死亡災害は運送業者が最後の配送の終え、運送記録を CSI 企業に渡し、CSI 企業の構内を出た後に発生したものであり運送契約は終了しているため報告対象外である。</p> <p>もし、運送記録の受け渡しがなく、直接他の企業若しくは帰宅に向かった場合、運送契約は製品の運送とともに終了している。その後の事故はすべて報告対象外である。</p>	報告対象外
<p>事例 2: 会社がスポンサーとなったスポーツ行事での休業災害</p> <p>叙述: 労働者は会社のチームメンバーとして余暇にフットボールの試合に参加した。そのチームには会社の名前とロゴが入ったシャツが会社から支給されていた。試合中、彼は足取りを誤り、膝の腱を損傷し休業することとなった。会社は彼に対して参加の強制をしておらず、行事組織にも関与していなかった。</p> <p>報告対象かどうか? このような行事（今回はフットボール試合の場合）の参加が会社から強制されている場合、例えばチーム構築の一環である場合は報告対象である。上記の例のように、参加が任意の場合は、いかなる負傷も記録対象ではなく、報告されてはならない。余暇や任意参加で会社から提供されたジムの建物や運動場に構造上の欠陥がない限り、報告対象外となる。</p>	報告対象外
<p>事例 3: 正面衝突事故</p> <p>叙述: CSI メンバー企業のトラックが本線を走行していたところ、一般の乗用車が突然、反対車線から交差し、セメントトラックと衝突した。乗用車とセメントトラックの運転者がこの事故で死亡した。</p> <p>報告対象かどうか? 目撃者は、トラック運転者が事故を回避する時間がなく、いずれにしても事故の発生の一因ではなかったことを確認している。救急隊はトラック運転手がシートベルトを着用していたことを確認している。それ故、この場合は第三者及び自社従業員とも死亡災害として記録されず、報告対象とすべきではない。</p>	報告対象外
<p>事例 4: トラック車輪によって押しつぶされた事故</p> <p>叙述: CSI メンバー企業のトラックが本線を徐行していた時、運転手は若者が道路わきから素早く車に近づいてしがみついたことに気がつかなかった。運転手が走行を続けている際に、若者はトラックから滑り落ちた。地面に滑り落ちたときに走行しているトラックの車輪に巻き込まれた。</p> <p>報告対象かどうか? 目撃者によると、トラック運転者は若者がトラックに近づいて自由に動き回って上ってくる行動を気付くことはできなかったことを確認している。若者は乗り物にしがみつこうと、ふざけて危険な行為を行った。それ故、この事例は記録の対象とならない。</p>	報告対象外

事例 5: 第三者の運転手による自動車事故

報告対象

叙述: CSI メンバー企業の従業員である被災者は社有車の助手席に座っていた。彼は休息のため、背もたれの角度を約45度に傾けた。さらに快適にするため手でシートベルトの垂れ下がった部分を押しつけて、シートベルトは緩んでいた。

左方向から突然、スピードを出した第三者の車が接近し、CSI メンバー企業社有車の左後方ドアへぶつかった。事故を起こした車は逃走していった。

社有車は転覆してひっくり返り、数メートル滑った後に屋根を背にして止まった。シートベルトを着用していた運転者は無傷だったが、助手席の被災者は車から投げ出されて死亡した。

報告対象かどうか? 助手席の死亡者は報告対象である。なぜなら、被災者は運行ガイドラインによって必要とされているシートベルトを適切に着用していなかったためである。適切なシートベルト着用によってこの死亡災害は防げたに違いないであろう。

事例 6: 公道上で契約トラックが撥ねた歩行者

報告対象

叙述: 契約トラックはセメントを積みに行く途中で事故を起こしたときには空車であった。歩行者は横断歩道のない、制限時速80Kmの4車線高速道路を渡ろうとしていた際にそのトラックに撥ねられた。被災者はその場で死亡した。運転者は無傷であった。

報告対象かどうか? 事故調査で明らかにされたことは次の通りである。運転手は路上安全必要事項の教育を受けておらず、そのトラックはメンバー企業公認ではなかった。ルート評価に関する監督や走行計画はその運送業者によって無視されていた。さらに、運転手は歩行者が横断するかもしれないことを予知できないことによって防衛的運転の原則が適用されていなかった。歩行者の行為は非常に危険であるとみなされるが、運転手は防衛的運転の原則を適用してれば、事故を避けられたに違いないことから、運転手に主たる過失がある。この死亡災害はそれ故、報告対象に分類される。

事例 7: 公道上での契約トラックの対向車との衝突

報告対象

叙述: 午前4時頃、契約トラックは工場を出発し、セメントを移動式生コン現場へ運んでいた。事故調査で明らかにされたことは次の通りである。トラックの運転手は路上に停止している車を避けようとして左へハンドルを切った。動かない車を避けるためトラックは進路をそれて反対車線に侵入し、対向車と衝突した。対向車の運転手はその場で死亡した。

報告対象かどうか? この事例は運転手が停止している車を避けようとした際、危険行為を行ったため第三者死亡災害として記録されなければならない。防衛的運転ルールが適用され、適切な速度であったなら衝突は避けられたに違いない。

事例 8: 公道上で契約トラックが跳ねた歩行者

報告対象外

叙述: 契約トラックは市内での配送を終えて戻る途中であった。午後のラッシュアワーで交通量が多かった。トラックは6車線(片側各々3車線)の右側車線で交差点の信号が変わってちょうど動き出したところであった。この交差点には横切る歩行者はいなかった。隣接した公園から歩行者が現れて、恐らくは道路を渡ろうとして歩道の縁石で転んだ。車は既に動き出しており、被災者は滑ってトラックの右側後輪の下敷きとなった。被災者は後に病院で死亡した。

報告対象かどうか? タコグラフによると事故が起きたときにトラックはゆっくりと動いていた(時速10Km以下)ことが判明していた。運転手の資格、教育、労働時間や酒気検査が実施され、問題ないことが判明した。目撃者は被災者が道路を渡り始めてトラックの死角に近づいた際に信号は既に青に変わっていたと証言した。警察の調査は、運転手に過失はなく被災者は酔っていたと結論づけられた。それ故、この死亡災害は記録対象ではない。





この補遺はセメント産業部会 (CSI) の [セメント産業における安全：測定と報告に関するガイドライン](#) (第 4.0 版) の一部を構成すると共に 2013 年 5 月に発行された原文書を一部変更するものである。

補遺情報

1. ガイドライン 6 ページに記載されている“用語解説”の“労働時間”における契約トラック運転手の労働時間報告に対しては次のように読み替えるものとする：

労働時間

実労働時間。労働時間は以下のように計算される：

- 直接雇用 = CSI 安全データ報告には総人員の総労働時間を対象として考える。
- 協力会社/下請け = 会社敷地構内で作業に従事している場合、協力会社及び下請け総人員の総労働時間を対象として考える。
- 契約トラック運転手が物流作業のため、構内に入入りして行う荷積み、若しくは荷揚げの労働時間報告は会社敷地構内で行われていたとしても除外される。このような作業中にトラック運転手が休業災害(LTI)を被った場合、たとえこの作業に関連する労働時間がなくても敷地内休業災害として計上される。

補遺 #1 終

